

# モバイル接続料費用配賦の見直しに係る 適用時期・激変緩和措置について

KDDI株式会社

2023/12/26

- 今回の音声/データ伝送役務の配賦基準の大幅な見直しは、モバイルの音声接続料が低減する一方、データ接続料は上昇。
- データ接続料は、将来原価方式の導入によりMVNOの予見可能性を確保しており、昨年度届出をした23年度-25年度予測接続料は、年々低廉化する傾向。
- MVNOもそうした予測接続料をもとに事業計画を立てていることから、今回の見直し影響で、急遽データ接続料が前年度比上昇する事態になった場合、MVNOの予見性が損なわれ、事業計画にも大きな影響を与える。
- そのため、MVNOの予見可能性の確保の観点から、適用時期について慎重な検討が必要になるとともに、MVNOに与える事業影響の観点から、激変緩和措置の適用を含め、ソフトランディングしていく方策を検討することが必要。

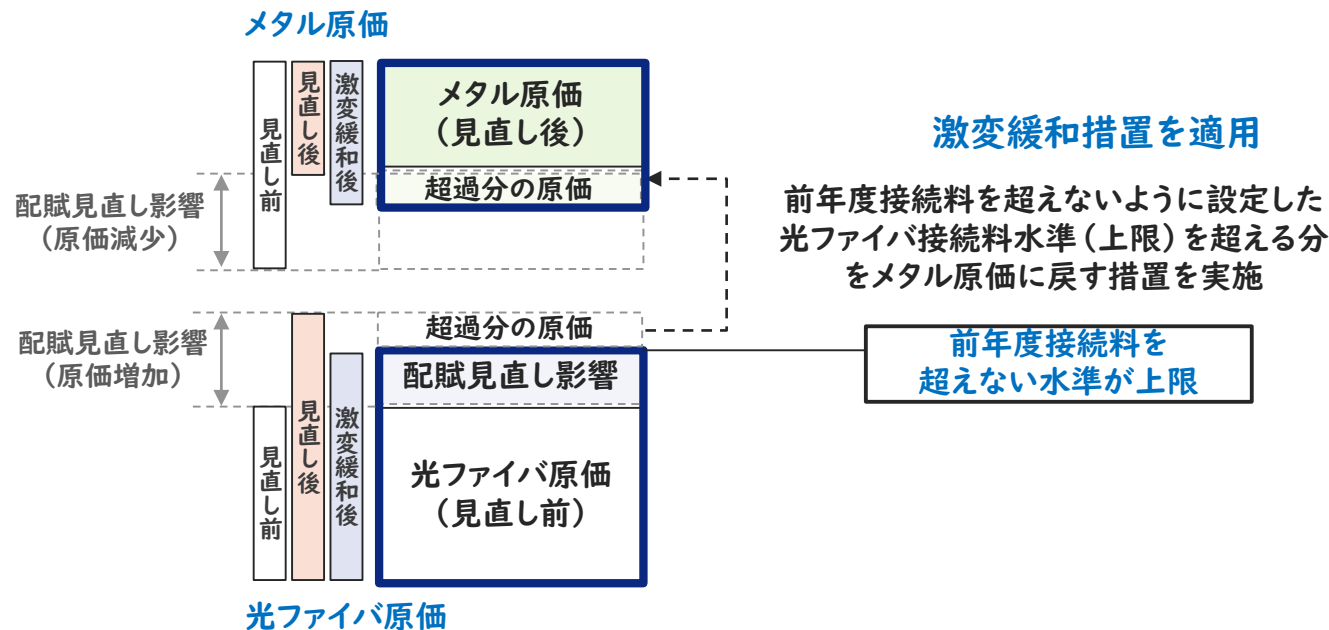
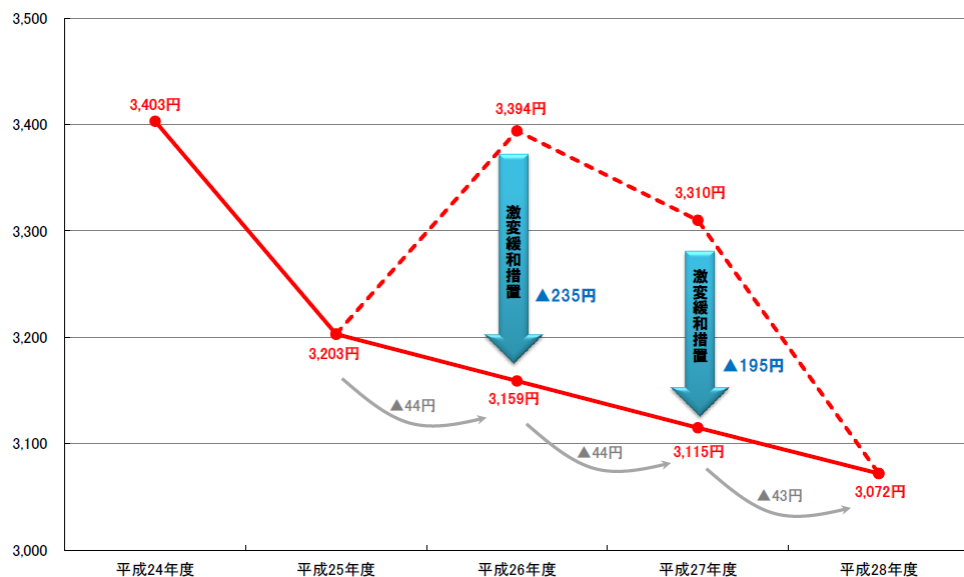
## 適用時期・激変緩和措置に係る弊社の基本的な考え(2/2)

- また、今回の見直しでは、より適切だと思われる配賦基準を採用することに加え、MNO3社間で元々の配賦基準や費用構成等が異なる中、MNO間で配賦基準を可能な限り統一することが行われたため、各MNOで見直し影響が大きく異なる事態が発生。
- このことは、各MNOで事業影響の多寡が異なるばかりでなく、利用するMNO網の違いによって、MVNOが受ける見直し影響の多寡も異なることになり、短期的には、MVNO間の競争環境にも影響を及ぼし得るもの。
- そのため、激変緩和措置は、可能な限り、MNO間の見直し影響の多寡を吸収しながら、かつ、MNO・MVNO双方の事業影響を最小化しながらソフトランディングできるものとなることが望ましい。
- 以上の基本的な考えを踏まえ、弊社の考える適用時期及び必要な激変緩和措置について次頁よりご説明。

## (参考) 過去の配賦見直しに係る激変緩和措置

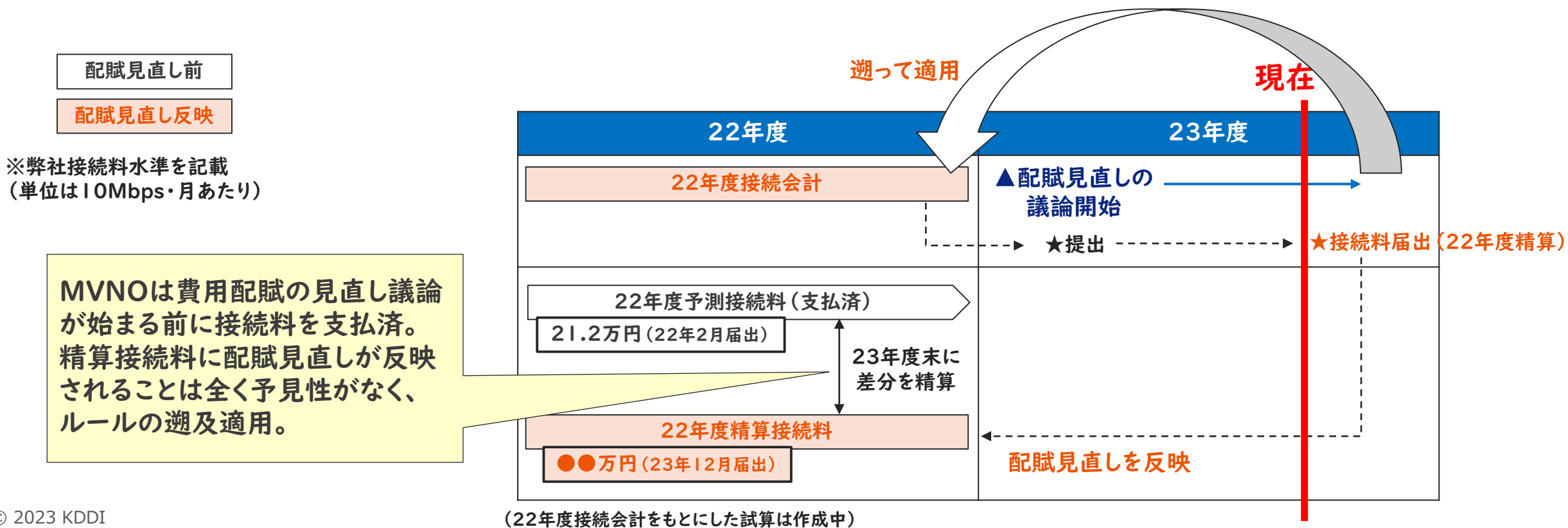
- 過去、メタルと光ファイバの配賦見直し（電柱等の施設保全費の配賦基準を見直し）が行われた際、それまで低減傾向にあった光ファイバ接続料が見直しにより大きく上昇することから、**複数年度に渡って激変緩和措置を適用**。
- 具体的には、**光ファイバ接続料が前年度接続料から上昇しない範囲で配賦見直しを反映（見直しにより増加した光ファイバの原価の一部を控除し、同額をメタルの原価に加算（戻し））**。
- 弊社の提案は、**この時の激変緩和措置の考え方を参考とするもの**。

■ NTT東日本の激変緩和措置（シングルスター方式）



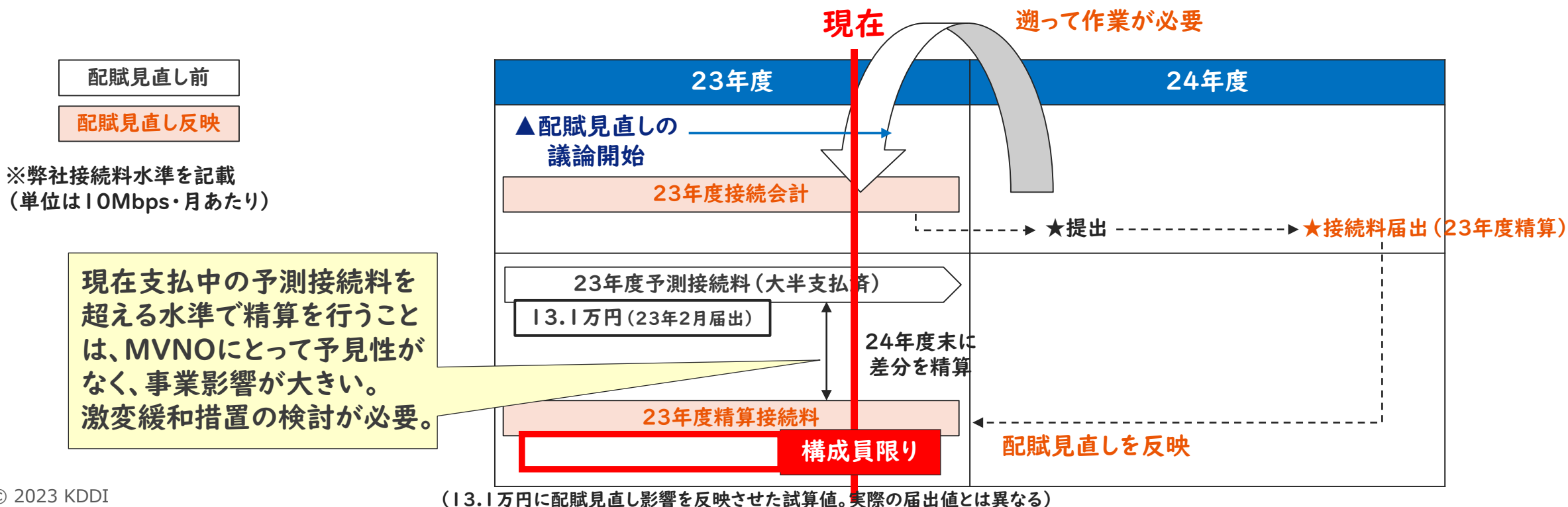
## 適用時期・激変緩和措置について(1/2)

- 適用時期の検討にあたっては、MVNOの予見可能性の確保の観点から慎重な検討が必要。
- 提出済みの22年度接続会計に遡及して適用した場合、今回の費用配賦の見直し議論(23年4月開始)が始まる前に支払い済みの22年度接続料の精算に影響を与えることになり、MVNOにとって全く予見性がないばかりでなく、ルールの遡及適用にあたるため不適切。



## 適用時期・激変緩和措置について(2/2)

- 23年度接続会計に適用した場合、23年度精算接続料に影響するが、MVNOは、**23年度接続料(配賦見直し前)の大半が支払済**。当時、配賦見直しの議論が始まったことは知り得たが、**その影響を推し量ることは不可能**。
- 低廉化傾向のデータ接続料において、配賦見直しの影響により、急遽、**現在支払中の予測接続料を超える水準で精算を行うことは、MVNOにとって予見性がなく、事業影響が大きい**。そのため、23年度接続会計から適用する場合は、**激変緩和措置の検討が必要**。

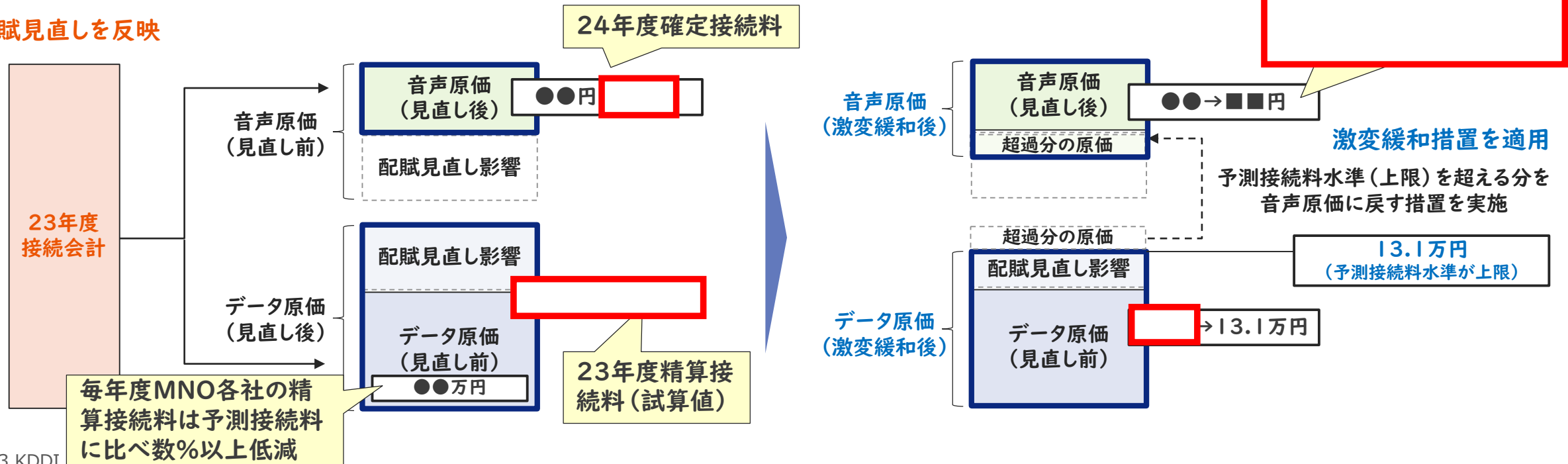


## 23年度精算接続料に対する具体的な激変緩和措置のイメージ

- 23年度精算接続料について、予測接続料水準を上限として、それを超える配賦見直し影響を激変緩和措置として音声原価に戻す（≒配賦見直しの一部適用）措置を実施し、MVNOへの影響を抑制（現在支払中の予測接続料からの値上げを回避。          →0%）
- MNO各社ともに、予測接続料水準を上限とした配賦見直しの一部適用とすることで、利用するMNO網に関わらずMVNOへの影響を最小化。結果的に、音声接続料の影響も各社          以下に収まる想定で、見直し影響の多寡を吸収した激変緩和措置となる想定。  
構成員限り

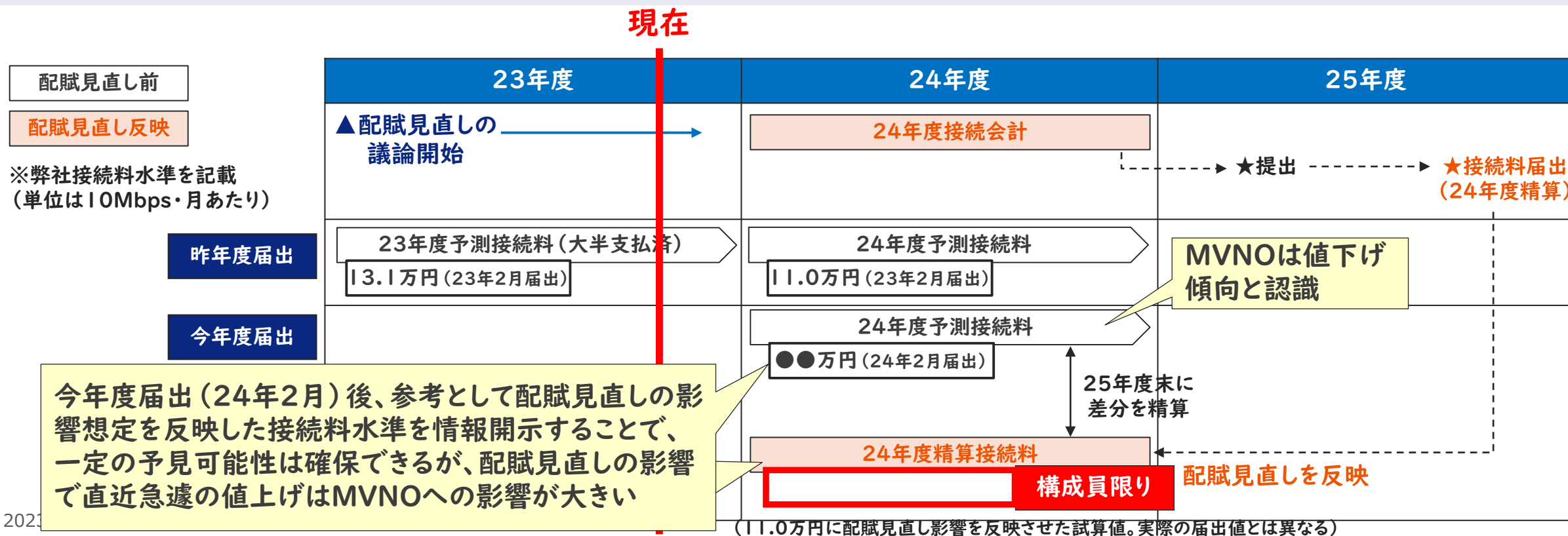
※弊社接続料水準（試算含む）を記載（単位は10Mbps・月あたり。（）内の数字は配賦見直しの影響）

### 配賦見直しを反映



## 24年度接続料への影響について(23年度接続会計から適用)

- 24年度接続料は、MVNOがこれから精算を行っていくものであるが、配賦見直し前の予測接続料が配賦見直し反映後の24年度精算接続料で精算されることから、MVNOに影響が発生。
- 事前に配賦見直しの影響想定を情報開示することで、一定の予見性可能性は確保はできるが、直近の24年度において、MVNOが値下げ傾向と認識しているところ、配賦見直しの影響で急遽値上げとなることはMVNOに対する事業影響が大きいことから、激変緩和措置の検討が必要。

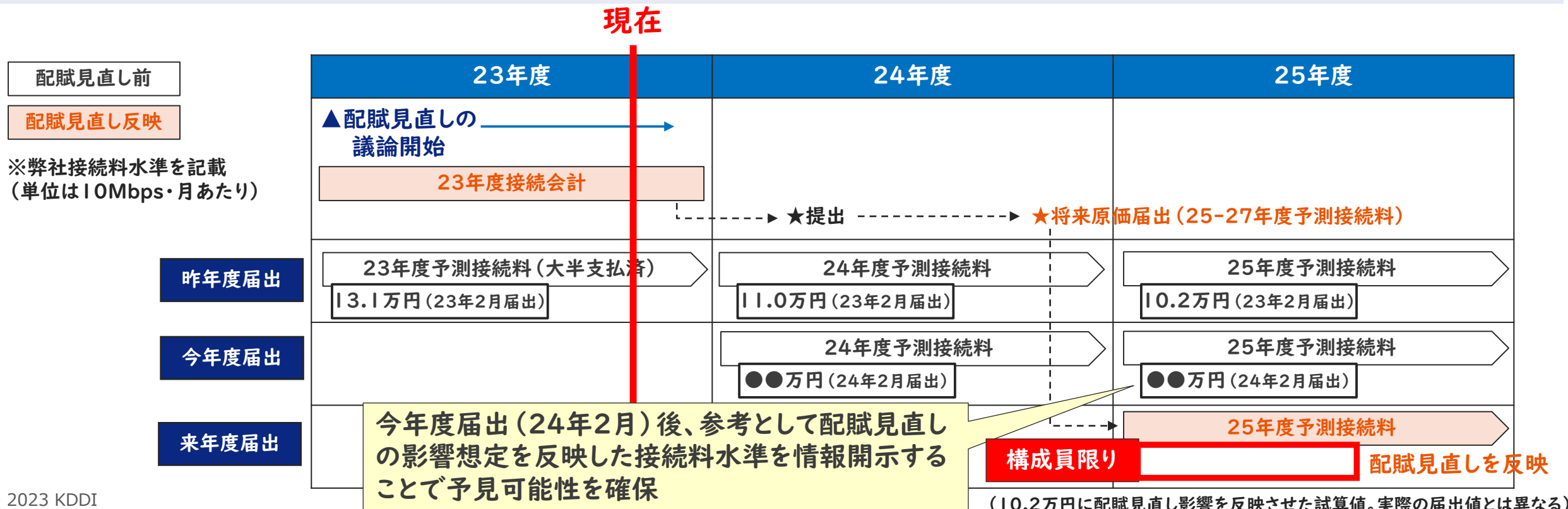






# 25年度以降の予測接続料について(23年度接続会計から適用)

- 最後に、予測接続料(25年度-27年度の将来原価方式)については、今後、当該年度の精算接続料が配賦見直し反映後の接続会計をもとに算定されることから、激変緩和措置適用前の接続料原価をもとに各MNOが算定。
- MVNOにとっても(現時点から見て)1年以上先の予測接続料であり、事前に配賦見直しの影響想定を情報開示することで、一定の予見可能性は確保できると考える。





# (参考) 激変緩和措置適用後の弊社データ接続料イメージ(試算値)



構成員限り

## 最後に(1/2)

- 今回の試算は、システムの的な手当てがない中、一定の制約や想定等も含めた大胆な試算であり、今後、適用に向けて更なる精査を実施していくことから、実際の精緻な接続料算定においては、今回の試算結果とは異なる傾向となる可能性があることに留意。
- 弊社提案の激変緩和措置は、一定のデータ接続料水準を上限とする方法であるため、上記の試算と実際の算定との差分の影響をMVNOが受けずに、予見可能性を確保しながら、MNO・MVNO双方がソフトランディングできるもの。
- また、今回、MNO間で配賦基準を可能な限り統一した結果、各社で見直し影響が大きく異なる事態が発生し、音声接続料の水準差が現状より大幅に拡大(約1.2倍→※)。 構成員限り
- この点、今回の見直し内容含め問題がないのか等について、引き続き、更なる検証が必要であり、必要に応じて議論・改善が必要。

※22年度確定接続料において、最も安い事業者と高い事業者の水準差(見直し前と見直し後)



- 費用配賦の見直しにおいては、**会計整理方法の変更を伴うことから、新たな費用配賦基準に基づいて接続会計を整理するために必要なシステム対応等について、本来であれば十分な準備期間を設ける必要※がある。**
- 一方で、より適切だと思われる配賦基準を採用するという観点からは、**MVNOの予見可能性を確保し、MNO・MVNO双方の事業影響を最小化(=必要な激変緩和措置等を適用)**したうえで、早期に適用していく必要性は理解できることから、弊社としても、一定の制約・課題がある中で、**23年度接続会計から、可能な範囲で費用配賦の見直しを反映していく考え。**
- ただし、システムの手当てが間に合わない中で相当な範囲の作業について手作業で実施する必要があり、実行上の課題等もあることから、6月末の接続会計の提出・公表には間に合わないことも許容いただき、別途、**必要な作業期間や対応可能な範囲等についてはご考慮いただきたい。**

※準備期間の必要性については、接続料の算定等に関する研究会にて、他事業者様からも同様の意見提示があったものと理解

「つなぐチカラ」を進化させ、  
誰もが思いを実現できる社会をつくる。

# KDDI VISION 2030

